



「避難の迅速化」と住民の安全確保は両立しない

規制庁の指導で、汚染検査の「効率化」を狙う（検査省略や「代表者によるみなし検査」）
要支援者の避難計画は出来ていないと認めながら、「再稼働とは別問題」
昨年の兵庫県シミュレーション結果・開示決定が出てから1ヶ月も放置したまま



4月10日、原発事故時の避難計画について関西広域連合に申し入れに行きました。今回で5回目となります。関西広域連合は3月27日に「広域避難ガイドライン」※1を公表しました。その中では、迅速な避難のためとして「汚染検査の効率化」を打ち出し、汚染検査・除染の省略・手抜き等、住民の安全をないがしろにする新たな計画が含まれています。この問題を中心に議論しました。その中で分かったことですが、こ

れらは、規制庁の指導によるものだというのでした。

この間避難先の各市への申し入れを行ってきた兵庫・京都・大阪から市民17名と、兵庫県の丸尾牧県議も参加されました。関西広域連合の広域防災局から新任の青木勝一課長補佐、藤原毅司主査、計倉浩壽（とくらひろとし）課長（後半の情報公開問題から）が出席し、兵庫県災害対策センターで約3時間におよびやりとりとなりました。

いくつかのポイントを紹介します。

●放射能放出前に避難した場合は、汚染検査は省略。「避難中継所」を経由する必要はない

→ 「やはり検討が必要」「調整する」

国や福井県などの「広域的な原子力防災に関するWG（福井エリア）」の「検討結果」（3月26日）では、放射能放出前に避難した住民は「『避難中継所』を経由する必要はない」としています。

これについて関西広域連合は、当初の回答では「関西広域連合も国や福井県と同じ立場です」と答えました。しかし議論の中で、「やはり検討が必要」「調整する」とそのまま認めるわけではないと回答が変わりました。

「避難中継所を経由しない」ということは、汚染検査を省略するということです。避難道路の候補になっている幹線道路や高速道路以外の県・市町道や林道等を通して、そのまま避難所の体育館に直行することになります。しかしこれでは、避難した住民に汚染がないのか、福井ナンバーの車が汚染されていないことを証明する手立てはありません。そして避難した住民がスクリーニングを受けたという証明書を持っていなければ、差別や偏見に対処することも困難になります。

次頁の関西広域連合の図中※2では、「避難先に乗り入れることができるのは汚染検査・除染済みの車両に限る」と明記していますが、これも成り立たなくなります。「検討が必要」なのは当然です。

※1 http://www.kouiki-kansai.jp/data_upload/1395914955.pdf

●車両の汚染が基準値以下の場合、人も「同様とみなす」

→ 「人が外で農作業している間、車は車庫の中」では、同様とは見なせないと指摘されると答えられず

ガイドラインでは、規制庁の指導どおり、車両の汚染が基準値^{※2}以下の場合、人も「同様とみなす」と書いています。車両とそれに乗っている人が「同様の汚染」レベルだとどうやって判断できるのか？と問うと、「規制庁が、移動中は、人は車の中にいるため、最も汚染されるのは車両の外側との見解を示しているから」と答えました。

しかし、避難バスを待っている間、また「外で農作業している間は、車は車庫に入れている。このような場合は、人の汚染が高くなるのが当たり前で『同様とみなす』などまったく当てはまらない。農村の生活を知っているのか」と参加者から指摘されると、何も答えられませんでした。

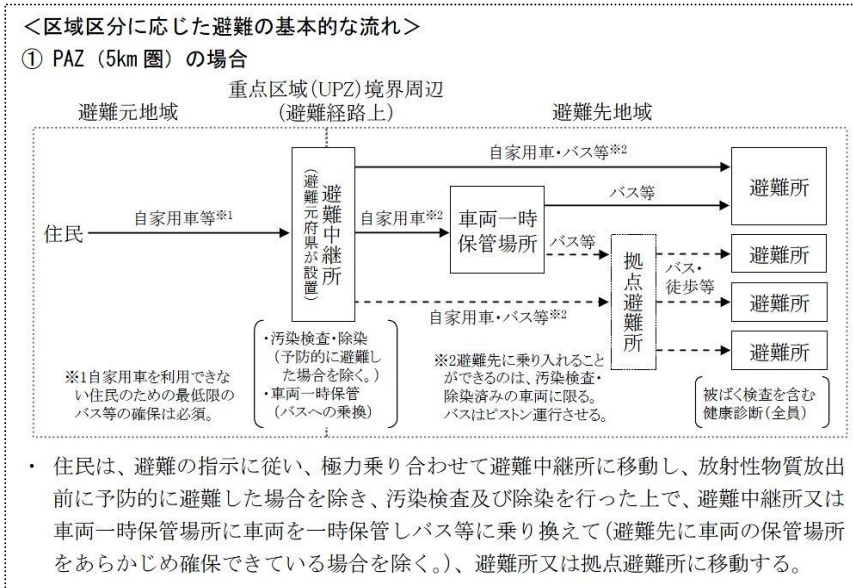
車両の汚染が基準値を超えた場合、「代表者」の検査のみで、同乗者全員を「同様とみなす」

→ 「規制庁の『科学的知見に基づく骨子』に従っている」「どうやって代表者を決めるかは、分からない」

同じ車両（バスや乗用車）で避難した人でも、バスの集合地点までの経路や各個人の行動等によって汚染の状況は違ってきます。「代表者」の検査のみで済ますことはできません。これについては、規制庁から「原子力災害時の避難に係る住民等の汚染検査・除染について（骨子）2014年1月21日」^{※3}が出されており、「科学的見解が示されている」との回答でした。この骨子はわずか2頁の資料で「科学的見解」とはほど遠いものです。関西広域連合は、骨子だけでは無理だと思っているのか、「現在は骨子なので正式なガイドラインが出たら検討します」と付け加えていました。

どうやって「代表者」を決めるのか？と問うと、「分かりません」「会合の時、規制庁の担当者がいなかったので回答は聞いていません」と正直に答えていました。

代表者による「みなし検査」で、住民の安全を保障できるのか？と問われると「国と相談します」「規制庁が3月末に出すことになっているスクリーニングのガイドラインが遅れているので・・・」と言いつけにもならないことを繰り返していました。



関西広域連合 3月27日ガイドライン

※2 基準値 (OIL 4) 40,000cpm は高すぎる。3.11 翌日の基準値は 13,000cpm (換算で 40Bq/cm²: 小児の甲状腺等価線量 100mSv に相当)。除染の必要な人が多くなった等により 3月14日には 100,000cpm に大幅に緩和。

※3 原子力規制庁「原子力災害時の避難に係る住民等の汚染検査・除染について（骨子）2014年1月21日」14・15頁 <http://www.pref.shiga.lg.jp/hodo/e-shinbun/as00/files/siryouteikyuu.pdf>

スクリーニング（汚染検査）と除染は、①初期の段階で住民の汚染状況を把握し、被ばくの低減につなげること、②汚染の拡大を防止するためのものです。とりわけ住民の健康にとっては重要です。放射性物質が皮膚に付着していれば直接被ばくしたり、服に付いていても吸い込んで内部被ばくしてしまいます。そのために避難中継所でスクリーニングを実施することになっていたのです。

しかし、「迅速な避難のため」と強調し、汚染検査の省略や「代表者によるみなし検査」等の手抜き検査を導入しようとしています。しかし、これではスクリーニングの役割を果たすことはできず、住民の安全を守ることも汚染の拡大を防ぐこともできません。「迅速な避難」と「住民の安全確保」は両立できないということがはっきりしました。

関西広域連合は、今回は「国の科学的見解・・・」を繰り返しましたが、質問されるとすぐに「検討しなおします」と答えます。国の言いなりではなく、広域連合として独自の判断をすべきで、納得できないものはガイドラインには書かないように参加者は強く求めました。検査の手抜きは撤回すべきです。

そもそも、まだ「避難中継所」の場所も決まっていないとのことでした。「UPZ境界周辺（避難経路上）」ということだけです。車両の除染で出てくる汚染水の処理方法もまだ決まっています。国に対応を求めているが、まだだということ。避難中継所の設置については、設置場所の地元や地域コミュニティ、管理者に説明した上で、了解を得る必要があるということは認めました。

福井県内の要支援者は県内避難



他県のことに意見する立場にはない

避難リスクもあるので「屋内退避」も検討

要支援者の避難計画は出来ていない

福井県は3月31日に突如、福井県内の要支援者の「広域避難先」は「福井県内」と発表しました。例えば、高浜町の「社会保険高浜病院」に入院している患者は、敦賀市の「市立敦賀病院」に避難というもので、高浜町・おおい町・小浜市・若狭町は全て敦賀市に避難となっています。しかしこれでは、大飯原発で事故が起こった場合、高浜町の入院患者は事故の最中の原発に近づきながら避難するということになります。

この福井県の発表について、関西広域連合は承認しているのかと問うと、「その方向で調整していることは聞いていたが、相談は受けていない。実際の内容は公表されてから知った」と語り、福井県が独自に決めたこととして、「県レベルで決めたものに意見する立場にはない」と容認する姿勢です。私たちが行ってきた避難先の各市への申し入れでも、要支援者の受け入れについてはどこも頭を悩ませ「準備はできていない」というものでした（神戸市、宝塚市、川西市、伊丹市、堺市、宇治市等）。そのためか、関西広域連合は福井県の「県内避難」を渡りに船と感じているかのようでした。しかし、これでは要支援者の安全を守ることはできません。

さらに、30km圏内の京都府の要支援者の避難については、「避難に伴うリスクを考えれば、屋内退避も選択肢」として、避難ではなく“閉じ込め”を検討しているのです。「要支援者の避難はハードルが高い」と語り、ハードルを下げるために被ばくを伴う「屋内退避」と言わなければならない。福島原発事故時の病院や福祉施設の避難は困難を極め、「去るも地獄、残るも地獄」でした。「屋内退避」は、要支援者と医師・看護師・介護士等にも被ばくを強要するものです。最後は「要支援者の避難計画はできていない」と認めました。

このように、優先的に早期に避難することになっている要支援者の避難計画もできていないのが実態です。さらに、汚染検査の省略や「代表者によるみなし検査」等の「効率化」は、住民の安全

をないがしろにするものです。「避難の迅速化」と「住民の安全確保」は両立できないのです。「いまのガイドラインで住民の安全を守ることができない」のであれば、再稼働は認められないと表明すべきだと求めました。しかし「安全が確認されたものについては再稼働できる」という兵庫県知事の発言を引き合いに出し、再稼働と避難計画は別のものと言わんばかりでした。

昨年の兵庫県シミュレーション結果・開示決定が出てから1ヶ月も放置したまま

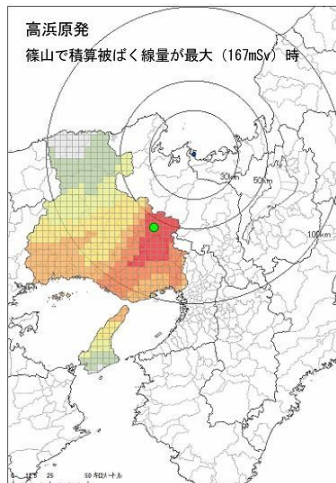
「新しいシミュレーションがもうすぐ完成。その前に公表すれば混乱を招く」

兵庫県（広域連合の原子力防災担当）が昨年4月に実施した事故時のシミュレーションを公開しようとしないう問題について、1時間弱の厳しいやりとりとなりました。経緯を含めて紹介します。

昨年の県のシミュレーションでは、篠山市（高浜原発から約60 km）では167mSv（甲状腺被ばく、7日間・1歳児）と、IAEAの安定ヨウ素剤服用基準（50mSv）の3倍以上もの高い予測が出ていました。私たちが申し入れに行った多くの避難先自治体は、このように汚染があれば避難の受け入れはできないと回答していました。さらに2月27日の兵庫県議会では、丸尾議員の質問に対して知事は、シミュレーション結果を踏まえて、「ブルームは神戸市（原発から約100 km）に最短2時間で到着する」と答弁していました。

このように、兵庫県シミュレーション結果は議会や自治体でも注目されていました。しかし、公表したのは兵庫県内のものだけで、全域分（福井・京都・兵庫・大阪・滋賀に渡る）の公開を市民や大阪府が求めても非公開のままでした。

そのため県民が情報公開条例で全域分の公開を求め、3月7日には開示決定が県知事名で出されました。しかし、いっこうに公開しようとしません。公開しない理由を文書で求めましたが、それも出していません。また、この日の申し入れの時に渡すと話していたのですが、それも守りませんでした。既に「5枚の紙で準備も出来ている」と3月までの担当者は述べていました。それでもいまだ公開していません。



兵庫県が昨年4月に公表した被ばく予測図 県内分のみ

この日の申し入れでも、「計算条件や前提条件を変えた新しいシミュレーション結果はもうすぐ公開できる。その前に、昨年のを公開すれば混乱を生じかねない。お願いですが、新旧合わせて公開したい」と繰り返します。しかしこれは、昨年のを公開しない理由にはなりません。参加者全員が今日公開するように強く求めました。丸尾県議からも「公開しない理由にはならない。県の立場は『お願い』なので、それを拒否しているのだから、このまま公開しないと県の立場が不利になるだけだ」と。すると、上の者に聞いて来ますと課長補佐が席を立ち、広域企画課長と一緒に戻ってきました。しかし課長も「開示が遅れているのは申し訳ないが、新しいシミュレーション公表前に昨年のを公表すると混乱を生じ兼ねない」「県内自治体にも昨年のもとの違いをよく説明し調整したいので、少なくとも4月末までかかる」等々、開示はまだまだ先になると話し、防災課のトップである防災監の判断だと語りました。

「公開するとなぜ混乱を招くのか」と問うても、はっきりとは答えません。新しいシミュレーションで相当に低い被ばく量に書き換えているためかもしれません。公開について、改めて翌日に回答するよう強く求めましたが、公開するとの回答はまだです。速やかに公開すべきです。

2014年4月12日

グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／おおい原発止めよう裁判の会／美浜の会